

令和7年度 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部

教育後援会 総会 事項書

日時：令和7年5月10日（土） 15：30～

会場：A棟 第2会議室

【議事】

第1号 令和6年度教育後援会活動事業報告について……………【資料1】

第2号 令和6年度教育後援会決算報告・会計監査について……………【資料2】

第3号 教育後援会会則の改訂について……………【資料3】

第4号 令和7年度教育後援会役員の選出について……………【資料4】

第5号 令和7年度教育後援会事業計画について……………【資料5】

第6号 令和7年度教育後援会予算案にについて……………【資料6】

令和6年度 教育後援会事業報告

① 教育懇談会の開催

(1)開催日時：10月26日（土）13時～・27日（日）10時～（大学祭に合わせて実施）

(2)場 所：鈴鹿大学A棟2階

(3)開催内容：個別面談を中心に学業、学生生活及び就職支援等の相談

(4)参加者：

①国際地域：2名 [1年1名、2年1名]

②こども教育：7名 [1年5名、2年2名]

③短期大学：0名

② 就職関連助成金

(1)赤十字救急法救急員養成講習会（令和6年8月20・21・22日 延べ45名受講）

(2)赤十字救急法救急員養成講習会（令和7年2月4・5日 延べ26名受講）

(3)学習スタートガイダンス（令和6年11月26日 実施）

(4)教職直前ガイダンス（令和7年3月25日 実施）

③ 学生活動支援

クラブ・サークル活動の登録費等を支援

	支援額	備考
野球	356,165	登録費
女子バレーボール	87,995	登録費
陸上競技	106,200	登録費
ウェイトリフティング	205,000	登録費
水球	42,500	登録費
女子ソフトボール	196,700	登録費
さくら茶道	48,000	外部講師料
ICC	-	返金
合計	1,042,560	

④ 大学祭開催支援

大学祭（令和6年度大学祭：10月26日（土）・27日（日））における企画展・模擬店等の支援
・会計内訳

1)イベント企画＜約119万円＞

（ビンゴ大会、カラオケ大会、謎解き、ボッチャ体験、アート体験、マルシェ、ステージ企画）

2)企画展・模擬店補助＜約40万円＞

（企画展開催：7,500円/1日、模擬店出店：12,500円/1日）

3)その他運営費・装飾・広報費等＜約38万円＞

4)総支出額＜約197万円＞

・開催当初支援費（教育後援会150万円、学生会250万円 計400万円）から総支出額を差し引いた額203.5万円を教育後援会及び学生会に割合に応じて返金

教育後援会には 763,361 円の返金があり、736,639 円の補助となった。

(2)実施報告

- 1)大学祭実行委員・スタッフ 31 名
- 2)大学祭実行委員会は 9 月末までに計 9 回実施。
- 3)大学祭実行委員会の反省会（本年度の振返りと次年度に向けた改善等）を実施。
- 4)次年度企画は、今年度中に実行委員会を設置し全体企画を検討。

⑤ 卒業関連費用の補助

(1)卒業記念品

- ・ シンプル遮光折りたたみ傘（色：紺）（校章および Suzuka プレス入れ） 金額：270,000 円
- ・ キャンバストート（色：ナチュナル）（校章および Suzuka プレス入れ） 金額： 67,500 円

⑥ 儀式費補助

- ・ キャンバストート（色：ナチュナル）（校章および Suzuka プレス入れ） 金額： 90,000 円

⑦ 学生に対する経済支援（予備費より）

(1)実施計画

物価上昇に苦慮している学生への支援として、全学生を対象に学食の金券を配付。
利用したチケット枚数に応じて、業者に支払いを行う。

- ・ 学生 1 名につき、食券 400 円分のチケットを 2 枚配付
- ・ 食券の配付期間・利用期限：令和 7 年 1 月 16 日より令和 7 年 1 月 31 日まで

(2)実施報告

- ・ 491 食分（総額 196,400 円）が利用。

⑧ 厚生施設充実費支援（予備費より）

(1)実施計画

- ・ 令和 6 年 4 月から再開した「学生食堂」の食器洗浄機一式を寄贈

(2)実施報告

- ・ 総額 1,947,000 円（食器洗浄機、テーブル、工事等）
- ・ 令和 6 年 10 月 27 日に寄贈品贈呈式を実施

以 上

令和6年度鈴鹿大学教育後援会決算報告書

収入の部	令和5年度決算	令和6年度予算	令和6年度決算	増減(決算-予算)	備考
教育後援会費	5,340,000	8,320,000	5,680,000	△ 2,640,000	2024年度学生分
教育後援会費預り金			9,670,000		2025年度以降の会費
受取利息	58	70	5,697	5,627	
前年度繰越金	5,981,564	6,976,833	236,833	△ 6,740,000	
収入の部合計	11,321,622	15,296,903	15,592,530	295,627	

支出の部	令和5年度決算	令和6年度予算	令和6年度決算	増減(決算-予算)	備考
事務費	11,880	100,000	12,255	△ 87,745	・総会案内、役員会資料等
教育懇談会費	1,760	100,000	15,309	△ 84,691	・案内はがき代
通信費	31,201	30,000	20,766	△ 9,234	・総会案内はがき代、役員会資料送付
環境整備費	121,000	200,000	0	△ 200,000	
活動報告費	0	20,000	0	△ 20,000	
就職関連助成金	81,732	100,000	137,545	37,545	・赤十字救急法、教員採用試験講習費用補助等
学生活動支援助成費	2,651,160	2,000,000	1,042,560	△ 957,440	・クラブ・サーク活動に対する助成(登録費等)
大学祭等行事助成費	1,000,981	1,500,000	736,639	△ 763,361	・大学祭に係る経費に対する助成
儀式費補助	0	100,000	90,000	△ 10,000	・式典補助(バッグ)
卒業関連助成費	257,000	350,000	337,500	△ 12,500	・卒業記念品(折り畳み傘、バッグ)
学生に対する経済支援金	181,200	0	196,400	196,400	・食券配付
大学サポート助成費	0	200,000	0	△ 200,000	
予備費	0	3,000,000	1,952,425	△ 1,047,575	・学生食堂食洗機寄贈
手数料	6,875	7,000	6,270	△ 730	
繰越預り金		7,589,903	9,670,000	2,080,097	・下の表を参照
支出の部合計	(4,344,789)	15,296,903	14,217,669	△ 1,079,234	

次年度実質繰越金	6,976,833	0	1,374,861	・令和5年度決算は、翌年度以降の会費預り金を含む
----------	-----------	---	-----------	--------------------------

教育後援会預り金内訳

預り金	計
2025年度分	4,110,000
2026年度分	3,370,000
2027年度分	2,190,000
計	9,670,000

会計監査の結果、適性に処理されていることを認めます。

令和 7 年 5 月 6 日

監事 中島 知子

監事 上出 亜希

【資料3】

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会会則の改正について

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会の会則について、以下のとおり改正する。

1. 主な改正点

- (1) 後援会名称の変更
- (2) 目的の変更
- (3) 役員構成と選出方法の変更
- (4) 運営資金（会費）の徴収方法の変更
- (5) 役員会及び総会の決議事項の変更
- (6) その他、文言等の見直し

2. 施行日

令和7年5月10日

3. 新旧対照表

新	旧
鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 <u>父母</u> 教育後援会会則	鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会会則
<u>(名称及び事務局)</u>	
第1条 本会は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 <u>父母</u> 教育後援会と称し、 <u>事務局を鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部内に置く。</u>	第1条 本会は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会と称する。
<u>(目的)</u>	
第2条 本会は、 <u>鈴鹿大学（以下「大学」という。）及び鈴鹿大学短期大学部（以下「短大部」という。）の教育方針に則り、大学及び短大部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という。）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図る</u> ことを目的とする。	第2条 本会は、 <u>大学と家庭の密接な連絡と協力のもとで学生がより充実した学生生活を送ることができるよう援助する</u> ことを目的とする。
<u>(事業)</u>	
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。	第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。
<u>(1) 父母教育懇談会の開催</u>	<u>(1) 大学と家庭との連絡を緊密にするため種々の会合を催す。</u>
<u>(2) その他就職等説明懇談会の開催</u>	<u>(2) 教育環境をより良くするための援助を行う。</u>
<u>(3) 学生の教育、厚生等に必要な事業に対する援助</u>	<u>(3) その他、教育に必要な事業を行う。</u>
<u>(4) 教育、研究に対する援助</u>	
<u>(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</u>	
<u>(会員)</u>	

第4条 本会は、次の会員<u>をもって</u>組織する。 (1) 正会員 <u>大学学部学生及び短期大学部学生（休学を除く）の父母とする。</u> (2) 特別会員 大学及び短期大学部に勤務する教職員 <u>(運営資金)</u> 第5条 本会の<u>運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入（以下「会費等」という。）による。</u> <u>2 入会金及び会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。</u> (1) 正会員の会費は、<u>年額 10,000 円とする。</u> (2) 正会員の入会金及び会費は、<u>毎年度の初めに納入しなければならない。</u> (3) 特別会員の入会金及び会費は、<u>免除する。</u> <u>3 既納の会費は、返還しない。</u> <u>4 会費等の徴収は、大学に委託して行う。</u> <u>(役員)</u> 第6条 本会の役員は、<u>正会員の中から選出することとし、次の各号のとおりとする。ただし、監事のうち1名は、特別会員から会長が選任するものとする。</u> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 理事 <u>2名</u>以内 (4) <u>会計 1名</u> (5) 監事 2名 <u>2 会長、副会長及び他の役員は、役員会において候補者を選出し、総会において選任する。</u> <u>3 理事、会計及び監事は、役員の中から会長が委嘱する。</u> <u>(任期)</u> 第7条 役員の任期は、<u>1年とし、次年度総会での新役員選任までとする。ただし、再任は妨げない。</u> <u>2 年度途中に選任された役員の任期は、他の役員と同期間の任期とする</u> <u>(役員の職務)</u> 第8条 役員の<u>職務</u>は、次のとおりとする。	第4条 本会は、次の会員<u>で</u>組織する。 (1) 正会員 <u>本学学生の生計維持者</u> (2) 特別会員 <u>鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部に勤務する教職員</u> 第5条 本会の<u>正会員は、次の会費を納める。</u> <u>年会費 10,000 円</u> <u>2 会費は、鈴鹿大学1年生（4年分）・鈴鹿大学3年次編入生、鈴鹿大学短期大学部1年生（2年分）を入学時に一括納入とする。</u> <u>3 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。</u> 第6条 本会の役員は、<u>次のとおりとする。</u> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 理事 <u>5名</u>以内 (4) <u>幹事 2名以内</u> (5) 監事 2名 第7条 <u>本会に顧問を置く。</u> <u>2 顧問は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部の学生・キャリア支援委員長及び事務局長とする。</u> 第8条 会長、副会長、理事及び監事は、<u>正会員のうちから選出するものとし、役員会の推薦を受け、総会の承認を得る。</u> <u>2 役員の子弟が卒業した場合は、前項の規程にかかわらず次時期総会までその任にあたる。</u> <u>3 幹事は、特別会員のうちから会長が委嘱する。</u> 第9条 役員の任期は、<u>1カ年を原則とするが、再任を妨げない。</u> 第10条 役員の<u>任務</u>は、次のとおりとする。
--	--

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。 (3) 理事は、<u>会長及び副会長を補佐し、会務及び庶務を執行する。</u> (4) <u>会計は、本会の出納事務を取り扱う。</u> (5) 監事は、会計を監査する。 <u>(会議)</u> <u>第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。</u> <u>2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。</u> <u>3 総会は、毎年度初めに開催し、必要ある場合は、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。</u> <u>4 役員会は、必要に応じて開催する。</u> <u>(総会)</u> <u>第10条 総会は、次の各号について審議する。</u> <u>(1) 会長、副会長及び役員を選任</u> <u>(2) 事業計画及び予算、決算</u> <u>(3) その他重要事項</u> <u>2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</u> <u>(役員会)</u> <u>第11条 役員会は、次の各号について審議する。</u> <u>(1) 事業計画案及び予算並びに決算書の作成</u> <u>(2) 会長、副会長及び役員候補者の選出</u> <u>(3) 特別会員の選任</u> <u>(4) 規約、諸規程等の制定及び改廃</u> <u>(5) その他総会で審議する事項</u> <u>2 役員会の決議は、役員過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</u> <u>(会計年度)</u> <u>第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。</u>	(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。 (3) 理事は、<u>会の運営にあたる。</u> (4) <u>幹事は、会務を処理する。</u> (5) 監事は、会計を監査する。 <u>第11条 会議は、次のとおりとし、会長が召集する。</u> <u>(1) 総会</u> <u>(2) 役員会</u> <u>第12条 役員会の権限は、通常決議機関とする。</u> <u>第13条 役員会は、次の各号により会長が招集する。</u> <u>(1) 定例 年2回</u> <u>(2) 臨時 役員要求もしくは全会員の5分の1以上の要求があった場合</u> <u>2 役員会の開催は、少なくとも3日前までに期日、場所及び議題を公示しなければならない。</u> <u>3 役員会に付議する事項は次のとおりとする。</u> <u>(1) 事業計画の審議</u> <u>(2) 事業報告および決算報告の審議</u> <u>(3) 次年度予算案の審議</u> <u>(4) その他、会長が必要と認めた事項</u> <u>第14条 総会は、毎年度始めに開催する。ただし、必要あるときは臨時に総会を開催することができる。</u> <u>2 総会に付議する事項は次のとおりとする。</u> <u>(1) 役員選出</u>
--	--

(事務局)

第13条 会長は、必要があると判断した場合は、
予算を充てて事務局事務を委嘱することができる。

(規約の改廃)

第14条 この会則の改廃は、役員会の議を経て、
総会の承認により行う。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この会則は、令和7年5月10日から施行する。

(2) 前年度事業報告および決算報告の確認

(3) 当年度事業計画および予算報告の確認

(4) その他、会長が必要と認めた事項

第15条 本会の会則は、役員会の提案をもとに、
総会において改めることができる。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会と称し、事務局を鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）及び鈴鹿大学短期大学部（以下「短大部」という。）の教育方針に則り、大学及び短大部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 父母教育懇談会の開催
- (2) その他就職等説明懇談会の開催
- (3) 学生の教育、厚生等に必要な事業に対する援助
- (4) 教育、研究に対する援助
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学学部学生及び短期大学部学生（休学を除く）の父母とする。
- (2) 特別会員 大学及び短期大学部に勤務する教職員

(運営資金)

第5条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入（以下「会費等」という。）による。

2 入会金及び会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) 正会員の入会金及び会費は、毎年度の初めに納入しなければならない。
- (3) 特別会員の入会金及び会費は、免除する。

3 既納の会費は、返還しない。

4 会費等の徴収は、大学に委託して行う。

(役員)

第6条 本会の役員は、正会員の中から選出することとし、次の各号のとおりとする。ただし、監事のうち1名は、特別会員から会長が選任するものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 2名以内

(4) 会計 1 名

(5) 監事 2 名

2 会長、副会長及び他の役員は、役員会において候補者を選出し、総会において選任する。

3 理事、会計及び監事は、役員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年とし、次年度総会での新役員選任までとする。ただし、再任は妨げない。

2 年度途中に選任された役員の任期は、他の役員と同期間の任期とする

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

(3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び庶務を執行する。

(4) 会計は、本会の出納事務を取り扱う。

(5) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、毎年度初めに開催し、必要ある場合は、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

4 役員会は、必要に応じて開催する。

(総会)

第10条 総会は、次の各号について審議する。

(1) 会長、副会長及び役員の選任

(2) 事業計画及び予算、決算

(3) その他重要事項

2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の各号について審議する。

(1) 事業計画案及び予算並びに決算書の作成

(2) 会長、副会長及び役員候補者の選出

(3) 特別会員の選任

(4) 規約、諸規程等の制定及び改廃

(5) その他総会で審議する事項

2 役員会の決議は、役員の過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第13条 会長は、必要があると判断した場合は、予算を充てて事務局事務を委嘱することができる。

(規約の改廃)

第14条 この会則の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認により行う。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この会則は、令和7年5月10日から施行する。

【資料4】

令和7年度 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 教育後援会
役員候補者

役員名	名前	学籍番号	学生名前	学年	備考 (R6 役員)
会長	伊藤 絢子	23P004	伊藤 和花	3	会長
副会長	田中 嘉文	23P030	田中 萌菜実	3	理事
理事	木下 秀和	22E007	木下 桜和	4	理事
理事	三上 学	24G134	三上 ほのか	2	理事
会計	浅井 直之	24B001	浅井 美咲	2	理事
監事	鈴原 弘人	24P020	鈴原 愛凜	2	理事
監事	上田 ゆかり	[教職教育センター長]			幹事

【役員構成】会則第6条

会長	1 名
副会長	2 名以内
理事	2 名以内
会計	1 名
監事	2 名

令和7年度 教育後援会事業計画

教育後援会会則第2条の趣旨に基づき、令和7年度事業を以下のとおり計画する。

第2条

本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）及び鈴鹿大学短期大学部（以下「短大部」という。）の教育方針に則り、大学及び短大部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

1. 事業に関する内容【事業費】

(1) 父母教育懇談会の開催

- ・希望者による担当教員との個別面談（開催予定日：大学祭[11月8日(土)・9日(日)]

(2) 就職関連助成

- ・就職ガイダンス、就職セミナー、学内企業説明会等の学内就職イベントの運営費を助成、資格取得講座等補助（赤十字救急法・教員採用試験講習）

(3) 教育環境、厚生等関連助成

- ・教育活動支援、教育環境整備費支援：教育機器類の更新、図書購入費等
- ・大学祭における企画展・模擬店等の支援 [R7：11月8日(土)・9日(日)]
- ・卒業生への卒業記念品の贈呈、儀式費補助等の支援
- ・厚生支援金：食券補助等の経済的支援
- ・教育活動支援：授業実習補助等

(4) 教育、研究助成

(5) 予備費

2. 運営に関する内容【運営費】

会議運営、通信、及び事務等

令和7年度 鈴鹿大学教育後援会予算書

収入の部	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算	増減 (R7予算-R6決算)	備考
教育後援会費	8,320,000	5,680,000	5,770,000	90,000	2025年度学生分
教育後援会費預り金		9,670,000	9,640,000	△ 30,000	2026年度以降の会費
受取利息	70	5,697	5,000	△ 697	
前年度繰越金	6,976,833	236,833	1,374,861	1,138,028	
収入の部合計	15,296,903	15,592,530	16,789,861	1,197,331	

支出の部	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算	増減 (R7予算-R6決算)	備考(R7予定)
総会・教育懇談会費	100,000	15,309	50,000	34,691	・総会案内資料等
教育活動・教育環境整備費	200,000	0	3,000,000	3,000,000	・教育環境、教育備品充実等
厚生支援費	0	196,400	1,000,000	803,600	・経済的支援等
就職関連助成費	100,000	137,545	150,000	12,455	・採用試験講習、資格取得講習補助 ・学内業界セミナー、就職ガイダンス講師等補助
大学祭等行事助成費	1,500,000	736,639	1,500,000	763,361	・大学祭に係る経費に対する助成
儀式費補助費	100,000	90,000	100,000	10,000	・学位記授与式、入学式(手提げ袋等)
卒業関連助成費	350,000	337,500	250,000	△ 87,500	・卒業記念品 (卒業対象:四大65,短大21×@2,200円)
活動報告費	20,000	0			
学生活動支援助成費	2,000,000	1,042,560		△ 1,042,560	・クラブ・サーク活動への支援
大学サポート助成費	200,000	0			
事務費	100,000	12,255	170,000	157,745	・事務運営、役員会経費等
通信費	30,000	20,766	70,000	49,234	・役員会、総会案内(郵送料等)
手数料	7,000	6,270	10000	3,730	・振込手数料
予備費	3,000,000	1,952,425	849,861	△ 1,102,564	・
繰越預り金	7,589,903	9,670,000	9,640,000	△ 30,000	・次年度以降の繰越預り金
支出の部合計	15,296,903	14,217,669	16,789,861	2,572,192	

繰越金		1,374,861			
-----	--	-----------	--	--	--

教育後援会預り金内訳

預り金	計
2026年度分	4,840,000
2027年度分	3,400,000
2028年度分	1,400,000
計	9,640,000